

# 定 款

( 2 0 2 6 年 6 月 2 5 日 改 正 )

丸尾カルシウム株式会社  
MARUO CALCIUM CO.,LTD.

# 丸尾カルシウム株式会社 定款

## 第1章 総 則

### (商 号)

- 第1条 当社は、丸尾カルシウム株式会社と称する。  
英文では Maruo Calcium Co., Ltd. と記す。

### (目 的)

- 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 各種炭酸カルシウム、各種砥粉、石灰、その他工業原材料品の製造、販売。
  2. 各種工業原料品の粉砕加工、販売。
  3. 塗料及び建設資材の製造、施工、販売。
  4. 医薬品、食品添加物、医薬部外品、動物用医薬品、農薬、肥料の製造、販売。
  5. 農畜水産物の生産加工及び食料品、文具、日用雑貨品類の販売。
  6. スポーツ施設の運営、飲食店の経営及び健康、医療、スポーツ、娯楽等機器用品の販売。
  7. 不動産の売買、賃貸借及び管理。
  8. 前各号に関する技術の販売並びに機械装置の設計、製作、販売。
  9. 関連事業等に対する投資。
  10. 前各号に関連又は附帯する一切の事業。

### (本店の所在地)

- 第3条 当社は、本店を兵庫県明石市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、800万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株主の売渡請求)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会から委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定める。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

(株主総会の議長)

第15条 株主総会においては、取締役社長が議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任し、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。但し、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長が招集し、その通知は会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(議長)

第25条 取締役会においては、取締役会長が議長となる。

2 取締役会長が欠員のとき又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(相談役及び顧問)

第27条 当社は、必要な場合は取締役会の決議によって、相談役及び顧問を置くことができる。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第29条 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金配当の基準日等)

第 3 6 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 3 0 日とする。

3 前 2 項の配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。